

令和8年度第3回(7月) 長泉町区長連絡協議会 配布資料一覧

令和8年7月10日(金)第3回役員会で審議・承認されました第3回区長会資料を送付しますので、ご確認ください。

1 行政課(電話 055-989-5500)

コミュニティ施設整備事業等補助金の次年度以降要望について…[資料No.1](#)

【対象:要望のある区, 要望書提出期限:9月25日(金), 担当:栗田】

2 長寿介護課(電話 055-989-5537)

①高齢者生きがい対策事業費補助金の次年度以降要望について…[資料No.2](#)

【対象:要望のある区, 要望書提出期限:9月25日(金), 担当:野村】

②令和8年度区敬老事業実施に伴う対象者名簿の提供について…[資料No.3](#)

【対象:希望する区, 申請書提出期限:8月21日(金), 担当:杉山】

③ながいずみ社会資源ガイドブックの配布について…[資料No.4](#)

【担当:野村】

3 社会福祉協議会(電話 055-988-3920)

①令和8年度共同募金並びに歳末たすけあい募金運動について…[資料No.5](#)

【募金納入期限:11月6日(金), 担当:松田・加藤】

4 区長連絡協議会

令和8年度区長連絡協議会視察研修のお知らせ…[資料No.6](#)

5 その他配布資料

コミュニティしずおか 2026.7月(No.183)号…[資料No.なし](#)

6 連絡事項

第4回役員会※視察研修を開催する予定です。

日 時:10月16日(金)18:30～

視察先:裾野市佐野一大区

●視察研修(参加を希望する区長)案内は[資料No.6](#)をご覧ください。

第4回区長会※原則、開催しない予定です。

日時:10月23日(金)19:00～

場所:防災センター・1階多目的室

【長泉町区長連絡協議会 事務局】

担 当:行政課地域協働チーム 栗田

電 話:055-989-5500 FAX:055-986-5905

E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

長行政第 109 号
令和8年7月 17 日

区長各位

長泉町長 池田 修
(公 印 省 略)

コミュニティ施設整備事業等補助金の次年度以降要望について(依頼)

日頃、町行政の推進につきましてご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、町では地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業を実施する各区に対して補助金を交付しています。

新年度の予算編成にあたり、各区での3箇年の事業計画を把握する必要がありますので、下記期限までに別紙の要望書を提出いただきますよう、お願いいたします。

なお、次年度の事業については、要望額の算定根拠として見積書の写し(1者)を添付してください。

記

1 補助対象事業等

別紙の要綱と取扱い基準を参照してください。

2 提出期限

令和8年9月 25 日(金) ※要望がない場合は提出不要です。

3 提出先

行政課地域協働チーム

担 当:行政課地域協働チーム 栗田
電 話:055-989-5500
FAX:055-986-5905
E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

○長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱

(昭和 59 年 3 月 29 日告示第 8 号)

改正 昭和 60 年 10 月 1 日告示第 42 号 昭和 61 年 9 月 11 日告示第 46 号
平成 2 年 3 月 30 日告示第 12 号 平成 2 年 9 月 29 日告示第 38 号
平成 6 年 9 月 26 日告示第 72 号 平成 13 年 12 月 11 日告示第 75 号
平成 20 年 2 月 28 日告示第 25 号 平成 22 年 1 月 28 日告示第 3 号
平成 26 年 8 月 29 日告示第 53 号 令和元年 9 月 26 日告示第 31 号
令和元年 11 月 12 日告示第 47-2 号

第 1 趣旨

町長は、地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業等を実施する各区
に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関して
は、長泉町補助金等交付規則(昭和 54 年長泉町規則第 10 号)及びこの要綱の定め
るところによる。

第 2 補助の対象、補助率等

別表第 1 のとおりとする。

第 3 交付の申請

提出書類 各 1 部

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付申請書(様式第 1 号)

事業計画書(様式第 2 号)

第 4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一つに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けな
ければならないこと。

ア 補助事業に要する事業費の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

イ 補助事業の事業量の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

- (2) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、町長の承認を
受けないで補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は
担保に供してはならないこと。

- (3) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、
その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

- (4) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、事業の完了後
においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を
図らなければならないこと。

- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれ
らの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかなけれ
ばならないこと。

第 5 変更承認申請書

提出書類 1 部

事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 3 号)

第 6 実績報告

- (1) 提出書類 各 1 部

実績報告書(様式第 4 号)

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日以内

第 7 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書(様式第 5 号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書受領後 10 日以内

別表第 1 (第 2 関係)

補助の対象		補助率等
事業の区分	経費の区分	
1 区公民館 施設整備事業	(1) 新築(建替えを含む)・増築	事業費(別表 2 に定めるものを除く)の 2 分の 1 以内。ただし、3,000 万円を限度とする。
	(2) 改修	事業費 20 万円以上のものに対し事業費の 2 分の 1 以内。ただし、300 万円(3 年間通算)を限度とする。
		消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に適合する消防設備に改善するものに対し事業費の 2 分の 1 以内
		事業費 20 万円を超えるユニバーサルデザインへの対応のために改修するものに対し事業費の 4 分の 3 以内。ただし、300 万円を限度とする。
		耐震診断に基づき補強するもの(既存建築物に限る。)に対し事業費の 4 分の 3 以内。ただし、1,000 万円を限度とする。
	(3) 敷地	別表第 3 に定める基準面積に標準単価を乗じた額の 2 分の 1 以内
2 区放送施設整備事業	(1) 新築・改修	事業費 5 万円以上のものに対し、事業費の 2 分の 1 以内。ただし、放送柱の移設を伴う改修は除く。
	(2) 放送柱の移設を伴う改修	事業費の 10 分の 10 以内。ただし、50 万円を限度とする。
3 複写機購入事業	新設・買替	事業費の 2 分の 1 以内。ただし、1 台につき 20 万円を限度とする。なお、区公民館 1 箇所につき 1 台を補助の対象とし、買替は 5 年以上のものとする。
4 公共用電話架設事業	新設	事業費の 2 分の 1 以内。ただし、5 万円を限度とする。
5 テレビ整備事業	新設・買替	事業費の 2 分の 1 以内。ただし、1 台につき 10 万円を限度とする。なお、区公民館 1 箇所につき 1 台を補助の対象とし、買替は 5 年以上のものとする。

6 映像再生 装置整備事 業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
7 エアコン 整備事業	新設・買替・修繕	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は5年以上のものとする。
8 パソコン 等整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。なお、各区につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
9 屋外掲示 板整備事業	新設・買替	事業費10万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は10年以上のものとする。

備考

- 1 補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとする。
- 2 既存建築物とは、昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日において工事中であった建築物をいう。
- 3 耐震補強するための耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）とし、木造以外の既存建築物にあっては、静岡県耐震診断指標値（以下、E t という。）を用いた耐震性能の評価であること。
- 4 木造の既存建築物にあっては、耐震診断によって耐震評点が1.0未満と診断され、耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる当該耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 5 木造以外の既存建築物にあっては、耐震補強工事を行った後の耐震評点が、各階の構造耐震指標／E t $\geq$ 1.0となる耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 6 耐震補強工事に基づく補助金の交付を受けようとする者は、第3に定めるもののほか、建築時期を明らかにする書類、耐震診断結果報告書、耐震補強計画書を町長に提出するものとする。
- 7 耐震補強工事に基づく補助金の交付決定を受けた者は、第6に定めるもののほか、施行箇所ごとの着工前、着工中及び完了時の写真、静岡県耐震診断補強相談士を証するものを町長に提出するものとする。

別表第 2（別表第 1 関係）

補助対象外経費
(1) 用地造成費
(2) 解体撤去費
(3) 外構工事費
(4) 設計費及び測量試験費
(5) 事務費

別表第 3（別表第 1 関係）

世帯数	基準面積
100 未満世帯	200 平方メートル
100～ 199 世帯	300 平方メートル
200～ 299 世帯	360 平方メートル
300～ 399 世帯	400 平方メートル
400～ 499 世帯	460 平方メートル
500～ 599 世帯	500 平方メートル
600～ 699 世帯	560 平方メートル
700～ 799 世帯	600 平方メートル
800 以上	660 平方メートル

備考

- 1 世帯数は、交付申請書提出日の属する月の初日において、長泉町の住民基本台帳に記録されている数とする。
- 2 1 平方メートル当たりの標準単価は、当該土地の固定資産評価額を基準として町長が定める。ただし、当該土地が宅地以外の土地である場合は、近傍類似の宅地の評価額を基準とする。
- 3 敷地拡張の場合は、在来分と合わせた面積が基準面積を上回る場合、当該上回る面積は補助対象としない。
- 4 取得面積が別表第 3 に定める基準面積を下回る場合は、当該取得面積を基準面積とする。

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱(取扱い基準)R8.4.1～

補助の対象		取 決 め 等
事業の区分	経費の区分	
1.区公民館施設整備事業	(1)新築・増築	新築、増築、既存施設の改築
	(2)改 修	① 内外装等の改修 【補助対象】 内部改修工事、外壁塗装、防錆塗装、防水工事、ビニルクロス張替、給排水工事、白蟻予防 等 【補助対象外】 外構工事、電球・蛍光灯等の消耗品類の交換、公民館の改修のうち、管理人のみ(管理人室等)が使用する場所の改修工事 等
		② 消防設備の改善 【補助対象】 非常灯改修、防災(難燃性)カーテン設置
		③ ユニバーサルデザインへの対応 【補助対象】 手摺設置、スロープ設置、開き戸から引き戸への改修、和式便器から洋式便器への改修、車椅子対応トイレへの改修、室内の段差解消
		④ 耐震補強 【補助対象】 耐震補強工事のみ(耐震診断に基づき補強する工事に限る。) 【補助対象外】 耐震診断、耐震補強計画
	(3)敷 地	区公民館用地の購入
2.区放送施設整備事業	(1)新築・改修	区放送設備の新設、改修 【補助対象】 放送柱、スピーカー、配線、アンプの設置・改修 等 【補助対象外】 メガホン、簡易(携帯用)放送設備
	(2)放送柱の移設を伴う改修	地主などの第3者から急遽放送柱の移設を要請された場合など、あらかじめ放送柱の移設を想定することが困難な場合に限り、事業費の10分の10以内で50万円を限度として補助 【必要書類】 地主からの要請書や土地登記簿謄本等、その事実を客観的に証明できる書類 【(1)新築・改修の補助対象となる事業】 計画的に放送柱を移設する場合は、「(1)新築・改修」の対象事業とし、事業費5万円以上のものに2分の1以内の補助

3.複写機購入事業	(1)新設・買替	複写機(コピー機)の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 複写機(コピー機)本体の購入 【補助対象外】 複写機(コピー機)のリース契約
4.公共用電話架設事業	(1)新 設	固定電話設置
5.テレビ整備事業	(1)新設・買替	テレビの購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 テレビ本体の購入のみ 【補助対象外】 テレビラック、アンテナ工事、配線工事
6.映像再生装置整備事業	(1)新設・買替	映像再生装置(ビデオ、DVD、ブルーレイ、プロジェクター)の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 映像再生装置(DVDプレーヤー等)の購入のみ
7.エアコン整備事業	(1)新設・買替・修繕	【補助対象】 公民館に設置するエアコン
8.パソコン等整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 パソコン、ディスプレイの購入 ※パソコン購入時のみプリンター購入も補助対象 ※区公民館等における通信ネットワーク整備にかかる費用も補助対象(ただし通信料は含まない) 【補助対象外】 パソコンラック、パソコン用ソフト、ケーブル類
9.屋外掲示板整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 屋外に設置する掲示板の整備

※3,5,6,7,8 の買替は5年以上のものとし、9 の買替は 10 年以上のものとする。

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金要望書

補助の対象		補助率等	年度別補助金要望額			公民館将来計画
事業の区分	経費の区分		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
1 区公民館施設整備事業	(1)新築（建替えを含む。）・増築	事業費（別表に定めるものを除く）の2分の1以内。ただし、3,000万円を限度とする。	千円	千円	千円	予定年度 令和 年度 予定規模等 m ² 程度 事業区分 新築 ・ 増築 その他（ ） 敷地の確保 済 ・ 未了
	(2)改修	事業費20万円を超えるものに対し事業費の2分の1以内。ただし、300万円（3年間通算）を限度とする。	千円	千円	千円	
		消防法に適合する消防設備に改善するものに対し事業費の2分の1以内	千円	千円	千円	
		事業費20万円を超えるユニバーサルデザインへの対応のために改修するものに対し事業費の4分の3以内。ただし、300万円を限度とする。	千円	千円	千円	
		耐震診断に基づき補強するもの(既存建築物に限る。)に対し事業費の4分の3以内。ただし、1,000万円を限度とする。	千円	千円	千円	
	(3)敷地	別表に定める基準面積に標準単価を乗じた額の2分の1以内	千円	千円	千円	
2 区放送施設整備事業	(1)新設・改修	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。ただし、放送柱の移設を伴う改修を除く。	千円	千円	千円	長泉町コミュニティ施設整備等補助事業について、 左記のとおり計画があるので報告します。 令和 年 月 日 長泉町長 様 _____ 区 _____ 区長名 区長印
	(2)放送柱の移設を伴う改修	事業費の10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。	千円	千円	千円	
3 複写機購入事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき20万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
4 公共用電話架設事業	新設	事業費の2分の1以内。ただし、5万円を限度とする。	千円	千円	千円	
5 テレビ整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
6 映像再生装置整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
7 エアコン整備事業	新設・買替 修繕	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
8 パソコン等整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。なお、各区につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。	千円	千円	千円	
9 屋外掲示板整備事業	新設・買替	事業費10万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は10年以上のものとする。	千円	千円	千円	

※次年度の要望事業は、必ず算定根拠として見積書の写し等を添付してください。

※記入方法等の詳細は裏面をご確認ください。

記入方法等

1. 年度別補助金要望額欄に該当年度別に補助金額を記入（補助金額は、総事業費に補助率を乗じた額とし、千円未満は切り捨てる。ただし、限度額の範囲内とする。）

例 1. 区公民館施設整備事業（改修）総事業費 124 万円の場合。

計算式 124 万円 × 1/2 = 62 万円

補助金額 62 万円

例 2. 区放送施設整備事業 総事業費 84 万 5 千円の場合。

計算式 84 万 5 千円 × 1/2 = 42 万 2 千 5 百円（千円未満切捨て）

補助金額 42 万 2 千円

例 3. 複写機購入事業 総事業費 50 万円

計算式 50 万円 × 1/2 = 25 万円

補助金額 20 万円 （20 万円限度）

例 4. 公共用電話架設事業 総事業費 8 万円（ 5 万円限度）

計算式 8 万円 × 1/2 = 4 万円

補助金額 4 万円

2. 令和 8 年 9 月 25 日（金）までに行政課地域協働チームへ提出願います。

3. 次年度の予算要望の資料となります。新年度予算確定後に要望書を提出しても原則として補助対象事業として採択することはできませんので、区役員等で十分検討してください。

4. 区公民館の新築、増築事業等の計画が区内で検討されている場合は、時期、規模等についての概要を上記の期間にかかわらず、上記の公民館将来計画欄に記入してください。

5. 次年度の事業要望をする際は、必ず事業費を確認できる書類（見積書等）を添付してください。また、次年度の区長へ確実に引き継いでください。

注）本調査は新年度予算を確保するために実施していますので、新年度に改めて申請書を提出していただかないと補助事業として正式に決定することができません。

なお、申請する際は、必ず見積書を 2 者以上から徴し、その中の最も安価な金額で申請をしていただきます。

※インターネットでの販売価格は、時期により大きく変動する可能性が高いです。要望書に添付していただく見積書は、予算積算のための資料として使用するため、可能な限り実店舗で見積書を取得してください。

※各種補助制度につきましては、社会情勢の変化等により見直しを行う場合がありますので、本調査に基づく要望は、補助金の内示や交付を確約するものではないことをご了承ください。

長 長 介 第 150 号
令和8年7月17 日

区長各位

長 泉 町 長 池 田 修
(公 印 省 略)

高齢者生きがい対策事業費補助金の次年度以降要望について(依頼)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町高齢者福祉事業に対しご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、町では高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者生きがい対策事業を実施する各区に対し補助金を交付しています。

つきましては、高齢者生きがい対策事業費補助金交付の要望について調査を行いますので、事業を予定している区は、事前に長寿介護課までご相談の上、別添の要望書のご提出をお願いいたします。

記

1 高齢者生きがい対策事業費補助金要望書

※令和9年度の要望については、見積書(1者)の写しを添付してください。

※補助対象事業、対象経費及び補助金の額については、別紙「長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金申請について」を参照してください。

2 提出期限 令和8年9月25日(金)まで

3 提出先 長寿介護課 高齢者支援チーム

担当:長寿介護課 高齢者支援チーム

(担当:野村)

電話:055-989-5537,FAX :055-989-5515

E-mail: kourei@town.nagaizumi.lg.jp

高齢者生きがい対策事業費補助金要望書

区 記入者（役職） （氏名） （電話）

令和9～11年度に、高齢者生きがい対策事業費補助金交付の要望がある場合は、表中に事業経費（申請額ではありません）の予定額及び内容をお書きください。また、令和9年度の要望については、見積書（1者）の写しを添付してください。

記載上の注意

- ①事業区分2は、現在、高齢者生きがいセンター、簡易老人憩の家、老人生きがいセンターのいずれかを設置している区が補助対象となります。
- ②事業区分によっては交付の制限があり、一度交付を受けると、同じ事業区分の申請が一定期間できなくなっておりますのでご注意ください。

事業区分	上段：経費の額 下段：内容		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 高齢者生きがいセンター設置事業 ※交付の制限なし	円	円	円
2 高齢者生きがいセンター等運営事業 ※交付の制限 10年	円	円	円
3 高齢者生きがいづくり事業 ※交付の制限 5年	円	円	円

※インターネットでの販売価格は、時期により大きく変動する可能性が高いです。要望書に添付していただく見積書は、予算積算のための資料として使用するため、可能な限り実店舗で見積書を取得してください。

※各種補助制度につきましては、社会情勢の変化等により見直しを行う場合がありますので、本調査に基づく要望は、補助金の内示や交付を確約するものではないことをご了承ください。

長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金申請について

1 対象となる経費

補助の対象		補助額
事業区分	経費	
1 高齢者生きがいセンター設置事業	新築(建替えを含む。)、増築により高齢者生きがいセンターを設置する事業に要する経費 ※本体工事にかかる費用のみ(併設の場合、高齢者生きがいセンター専用部分の延床面積の全体に対する割合で按分してください)	事業に要する経費から寄附金その他の収入金額を控除した額の <u>10 分の 10</u> (限度額 200 万円)
2 高齢者生きがいセンター等運営事業	高齢者生きがいセンター等(高齢者生きがいセンター、老人生きがいセンター、簡易老人憩の家)の運営に必要な備品の購入にかかる経費 例) 机、パイプ椅子、座椅子、テーブル 等	事業に要する経費から寄附金その他の収入金額を控除した額の <u>10 分の 10</u> (限度額 100 万円) ※交付制限 10 年
3 高齢者生きがいづくり事業	高齢者生きがいセンター等の施設又は区公民館等の施設(長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱(昭和 59 年長泉町告示第 8 号)において、補助の対象となる施設をいう。)内において、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的として各区が行う事業について、次に掲げる備品の購入にかかる経費 ※対象となる備品は、下記に記載されている用品に限ります。 (1)運動器具・スポーツ用品 トレーニングマシン、エクササイズボール、ストレッチポール、ストレッチマット、ボードゲーム、室内スポーツ(室内グラウンドゴルフ、輪投げ、玉入れ、ボウリング、ペタボード、ユニカール、フライングディスク、ディスコン、室内ペタンク、ファミリーバドミントン、スポーツ吹き矢、ダーツ)用品 (2)レクリエーション用品 カラオケ機器、卓上ゲーム、音楽再生装置、アミューズメントマシン	事業に要する経費から寄附金その他の収入金額を控除した額の <u>4 分の 3</u> (限度額 20 万円) ※交付制限 5 年

2 申請にかかる注意点

(1) 共通

- ①町・県・団体等が交付する他の補助金の交付対象となるものは対象外とします。
- ②事業費の算出にあたっては、原則として見積合わせなどを行い、最も経済的なものを採用してください。
- ③事業については、年度内に完了し、実績報告書が提出できるよう、計画的に実施してください。
- ④当補助金については、予算の範囲内で行っています。補助事業を予定している区は、申請前に担当課へご相談ください。

(2) 事業区分2、3について

補助金の申請をした区は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日から起算して交付制限（事業区分2…10年、事業区分3…5年）の期間を経過する日まで、同じ事業区分の補助金を申請できませんのでご注意ください。（交付額が限度額に達していない場合でも同様です）

(3) 事業区分3について

- ①本事業は、利用者を地域における特定の組織やサークルの入会者に限らず、その地域に住む高齢者が広く利用できるものとしてください。
- ②本事業は、継続性、発展性、地域への還元性等が認められる事業としてください。
- ③申請時には、区の事業計画（様式任意）や利用者向けチラシ等、事業の内容や1年間の利用回数・利用人数見込みがわかる資料を添付してください。

3 申請・交付の流れ

申請書類を提出してください。

- ・交付申請書（様式第1号）、申請額算出内訳書（様式第2号）、事業計画書（様式第3号）、
収支予算書（様式第4号）
- ・添付書類（見積書、カタログ写し、工事仕様書等）

※見積書は2事業者以上ご用意ください。



交付決定後、町から「補助金決定通知書」を送付します。

区にて事業を実施（施設設置・備品購入）し、業者への支払いをしてください。



事業完了から30日以内（ただし交付決定を受けた年度末まで）に、次の書類を提出してください。

- ・実績報告書（様式第6号）、精算書（様式第2号）、事業実績書（様式第3号）、
収支決算書（様式第4号）
- ・添付書類（購入備品の写真、領収書の写し等）



交付確定後、町から「補助金交付確定通知書」を送付しますので、受け取ってから10日以内に「請求書（様式第7号）」を提出してください。



口座振込にて補助金を交付します。

4 高齢者生きがいセンターの設置運営について

別添の「長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金 取扱について」により運営をお願いいたします。

5 交付の条件について

交付にあたっては、以下の事項が条件となりますのでご了承ください。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
 - ①補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ②補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ③補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

6 報告

必要に応じて、町から高齢者生きがいセンター等及び備品の利用状況等についての報告を求めることがあります。

担 当

長泉町役場 長寿介護課

高齢者支援チーム 野村

電話 055-989-5537

Fax 055-989-5515

長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金 取扱について

第1条 高齢者生きがいセンターの設置運営について

- (1) 設置者は、施設の見やすい位置に「高齢者生きがいセンター」と表示すること。(すでに「簡易老人憩いの家」「老人生きがいセンター」の名称を使っている施設については、表示変更の必要はないものとする。)
- (2) 利用者は概ね 60 歳以上の者とし、特定の団体等に限定してはならない。なお、設置者の判断により、居住区以外の高齢者に利用させることは差支えない。
- (3) 長泉町高齢者生きがい対策事業費補助金の交付を受けて設置した施設及び備品については、材料費等必要な実費を徴収することを除き、利用料は原則として無料とする。
- (4) 特定の団体に属する者以外の高齢者も広く利用できる日を定期的に設けるよう努めること。

第2条 高齢者生きがいづくり対策事業について

長泉町高齢者生きがいづくり対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、以下の条件を満たす事業を実施することとする。

- (1) コミュニティカフェ（地域の中で高齢者を含む住民が自由に通える居場所）を設置し、おおむね月 1 回以上実施すること。
- (2) 運動や認知症予防など、介護予防（高齢者が要介護状態になるのを防いだり、要介護状態の人の悪化防止、改善を図ること）に資する活動（例：「ひらめき！脳広場」等）をおおむね月 2 回以上実施すること。
なお、単に備品を施設内に置き、自由に使えるよう施設を開放することはこれに含まない。
- (3) (1)(2)の事業は組み合わせて行っても差支えないものとする（例：コミュニティカフェ開設時間内の一部の時間を使って介護予防活動を行う）。
- (4) 区がシニアクラブに委託して実施する場合、シニアクラブ会員以外の高齢者も利用しやすいよう、広く参加を募るなど配慮すること。
- (5) (2)の事業を行うために、長泉町長寿介護課が行う介護予防・日常生活支援総合事業を利用することができる。

高齢者生きがい対策事業費補助金 交付実績

令和8年6月1日時点

2 高齢者生きがいセンター等運営事業（交付制限：10年）

申請年度	区 名	交 付 制 限
H29	—	R10.3.31 まで
H30	薄原上、元長窪、中土狩	R11.3.31 まで
R1	西、駿河平	R12.3.31 まで
R2	—	R13.3.31 まで
R3	—	R14.3.31 まで
R4	上土狩	R15.3.31 まで
R5	—	R16.3.31 まで
R6	—	R17.3.31 まで
R7	高田、原	R18.3.31 まで
R8	—	R19.3.31 まで

3 高齢者生きがいづくり事業（交付制限：5年）

申請年度	区 名	交 付 制 限
R4	原	R10.3.31 まで
R5	中土狩、鮎壺、新屋町中、上土狩、竹原	R11.3.31 まで
R6	本宿、薄原上、南一色	R12.3.31 まで
R7	薄原下、納米里、原分、杉原、駿河平	R13.3.31 まで
R8	東区、池田区、西区（見込み）	R14.3.31 まで

長 長 介 第 151 号

令和8年7月 17 日

区 長 各 位

長 泉 町 長 寿 介 護 課 長

令和8年度 区敬老事業実施に伴う対象者名簿の提供について

日頃より、高齢者支援事業に対しご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、区の敬老事業実施に伴う対象者名簿の提供は、敬老事業の実施を目的に名簿を使用する区のみとしております。

名簿の提供を希望される場合は、下記の通りお申し込みください。

記

1. 名簿掲載者 町内在住の年齢 70 歳以上の高齢者
 (昭和 32 年4月1日以前に生まれた方)

※対象者の抽出は、令和8年8月1日(土)時点で行います。

2. 申込方法 別紙依頼書を長寿介護課へ提出

※敬老事業を実施することを確認できる資料(総会資料の写し等)
を添付してください。

※依頼書はホームページにも掲載しています。

3. 提出期限 令和8年8月 21 日(金)

担当:長寿介護課 高齢者支援チーム

(担当:杉山)

電話:055-989-5537,FAX :055-989-5515

E-mail: kourei@town.nagaizumi.lg.jp

令和 年度 区 事業実施に伴う
長泉町敬老事業における敬老祝金及び敬老祝品対象者名簿提供依頼書

令和 年 月 日

長泉町長 様

申請者職 区長
氏 名 印

令和 年度 区 事業実施に伴い、長泉町敬老事業における敬老祝金及び敬老祝品対象者名簿を提供されるよう、関係書類を添えて依頼します。

長 長 介 第 171 号
令和8年7月 17 日

区長各位

長泉町長寿介護課長

ながいずみ社会資源ガイドブックの配布について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町高齢者福祉事業に対しご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における社会資源(生活する上で生じる問題の解決を担う制度やサービス)の情報を集めたガイドブックを作成いたしましたので、配布させていただきます。

不足がある場合は、下記担当までご連絡ください。

記

『ながいずみ社会資源ガイドブック』 1 冊

※ガイドブックは、町のホームページからもダウンロードが可能です。

※別途、広報配布ご担当者様宛に2部ずつ配布いたします。(8月号と同時に配布予定)

区民の方に自由にご覧いただけるよう、公民館等に配架いただきますようお願いいたします。

担当:長寿介護課 高齢者支援チーム
(担当:野村)

電話:055-989-5537,FAX :055-989-5515

E-mail: kourei@town.nagaizumi.lg.jp

長 共 募 第 2 号
令和 8 年 7 月 17 日

区 長 各 位

長泉町共同募金委員会
会長 芹澤 和代

令和 8 年度共同募金並びに歳末たすけあい募金運動について（ご依頼）

日頃、赤い羽根共同募金運動の推進につきましては、区長様をはじめ区民の皆様のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も 10 月 1 日～12 月 31 日の間において、全国一斉の募金運動が予定されています。つきましては、ご多忙のところ恐縮に存じますが、運動の推進と募金活動につきましてご協力を賜りたく、下記のとおりお願い申し上げます。

記

1 お願ひする事項

区長様 ・班長様を通じて各世帯への募金協力依頼、※区募金集計表ならびに郵便局窓口にてお振込みもしくは社会福祉協議会（または役場福祉保険課）への納入

※集計表の電子データは、社会福祉協議会ホームページの規約・様式からダウンロードできます。

班長様 ・各世帯への募金依頼、赤い羽根門標シールの配布
・班募金の集計及び区への納入

2 各世帯への協力のお願い

各世帯のご協力をお願いするため、9 月 1 日発行の広報ながいずみ（全世帯配布）に共同募金運動へのお願いのチラシを折り込み配布させていただきます。

3 募金の目安額

募金の内訳として、一般募金（300 円）・歳末たすけあい募金（200 円）を目安に一世帯あたり 500 円のご協力をお願いします。

4 募金納入方法

募金の納入は、**11 月 6 日（金）までに郵便局窓口**でのお振込み、もしくは区単位で福祉会館（社会福祉協議会）又は役場福祉保険課（北館）の窓口へ納入願ひます。

静岡県共同募金委員会に直接振込となる**郵便局窓口振込にご協力ください。**

【郵便局窓口にてお振込みが 10 万円を超える場合】（ATMでは受付できません）

写真付き身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートのいずれか 1 つ）の提示を求められますのでご用意ください。

※郵便局窓口振込は、資材に同封されている社協宛返信用封筒に区募金集計表をいれて投函してください。

※区募金集計表のコピーが必要な場合は、あらかじめ集計表をコピーして区長様のお手元に残るようご手配ください。

5 募金資材について

募金運動用資材は、班別の封筒に入れて9月1日（火）に広報紙配布所へお届けします。別の場所（区長宅等）へのお届けをご希望の場合は、下記連絡先へ8月13日（木）までにお知らせください。

なお、配布する資材数は4月当初の班別戸数をもとに多少の予備を追加していますが、班の戸数に大幅な変動がある場合は下記担当までご連絡下さい。

【配布予定資材】

区長様用封筒

- ・募金ご協力をお願い文書
- ・区募金集計表（集計表の電子データは、社会福祉協議会ホームページの規約・様式からダウンロードできます）
- ・振込取扱票（ゆうちょ銀行）
- ・班長様あて配布資材の見本
- ・啓発ポスター
- ・赤い羽根門標シールの予備
- ・折り込みチラシ

班長様用封筒

- ・募金ご協力をお願い文書
- ・区長・班長連絡表（班長→区長への募金報告様式）
- ・赤い羽根門標シール
- ・折り込みチラシ

6 収納手順

収納手順は、おおむね次のとおりとなります。

時 期	内 容
9/1（火）	募集資機材配布（指定の場所に当会よりお届けします） 広報ながいずみに募金協力依頼のチラシを折り込みます
10/1（木）～	募金の収納 一般募金 300 円、歳末たすけあい募金 200 円、1 世帯 500 円を目安に協力お願いします ※区費等一括納入の場合、強制と捉われないように事前に意思確認をお願いします
11/6（金）	県共同募金会の集計の都合上、11 月 6 日（金）までに、振込取扱票を用いて郵便局窓口で振り込みをお願いします。 区募金集計表を社協宛返信用封筒に入れ当会まで返送してください。

7 参考資料

「配布資材」

「長泉町における共同募金運動の概要」

長 泉 町 共 同 募 金 委 員 会 ・ 長 泉 町 社 会 福 祉 協 議 会
（担当：松田・加藤）電話番号/055-988-3920
F A X /055-986-3794
E-mail/bureau@nagaizumi-syakyo.jp

【配布資材】 **9月1日(火)**に区指定場所へお届けします

●郵便振込取扱票

一般募金、歳末たすけあい募金の
合計額をご記入ください。

払込取扱票

99 名古屋

008006 5560

社会福祉法人静岡県共同募金会

長泉町●●区

一般募金

歳末たすけあい募金

〒 -

ご住所 長泉町

お名前

TEL

金額

種別

免

振替払込請求書兼受領証

008006 5560

社会福祉法人静岡県共同募金会

金額

種別

免

地区名、代表者様のご住所・お名前・電話番号を
ご記入ください。10万円を超える場合は窓口へ行く
方のご住所、お名前等の記入をお願いします。
なお、10万円を超える場合は写真付き身分証明書
の提示を求められますのでご用意ください。

種別ごとの募金額をご記入ください

太枠の部分が受領証となります

※郵便局窓口にてお振込み願います(ATMでは受付できません)

●赤い羽根門標シール



こちらが原寸サイズとなります
10枚1シートです

令和8年度 赤い羽根共同募金(一般募金)・歳末たすけあい募金集計表

令和 8年 月 日

区 名 _____ 区

区長名

下記のとおり納付します。

[illegible]

お忙しい中、共同募金のとりまとめにご協力いただきまして誠にありがとうございます。募金は強制ではありませんので、区民の皆様の意志を尊重した上でのとりまとめをお願いいたします。



《区長・班長連絡票》

班長控え



班長⇒区長

区 班

区 分	世帯数	金 額（円）
共同募金		
歳末たすけあい募金		
合 計		

この連絡表は班長様用封筒に入れて配布いたします

提出用



班長⇒区長

区 班

区 分	世帯数	金 額（円）
共同募金		
歳末たすけあい募金		
合 計		

長泉町における共同募金運動の概要

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金（一般募金）は、「地域福祉の推進」を目的として、静岡県共同募金会が主体となり、毎年 10 月から 12 月までを期間として、県下市町の共同募金委員会（社会福祉協議会事務局）により募金活動が行われています。

なお、長泉町共同募金委員会は、多くの町民の皆様のご協力をいただくため、次のような募金活動を行っています。

①戸別募金

各自治会のご協力による、世帯を単位とした募金活動

②街頭募金

社協役員、町内小中学校、高校の児童生徒のご協力による街頭募金活動

③法人募金

民生委員・児童委員のご協力による、町内企業、商店等を対象の募金活動

④学校募金

町内小中学校、高校内での募金活動

⑤職域募金

町内事業所内での募金活動

⑥募金箱の設置

町内公共施設、郵便局、店舗などに募金箱を設置いただく募金活動

また、皆様から寄せられた募金は、県下の社会福祉施設や地域福祉活動を進めるボランティア団体等への助成をはじめ、災害支援などにも活用されているほか、静岡県共同募金会を通じて各市町へ配分され、地域福祉活動に活用されており、長泉町では、生活困窮者等食料支援パックや新入学児童入学祝贈呈事業(黄色い帽子)の事業に使われているほか、町内の各小中高校における福祉学習など、地域の様々な福祉活動にも募金が有効に活用されています。

歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金は、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、経済的支援が必要な方の実情にあった援助を目的として、毎年末に行われる募金活動ですが、長泉町では赤い羽根共同募金と一体で募金活動を行っています。

また、皆様から寄せられた募金は、民生委員・児童委員の皆様のご協力のもと、寝たきり高齢者や低所得世帯を訪問して、見舞金として直接お届けするなどし、活用させていただきます。

○令和7年度募金結果

① 一般募金

募金実績額 4,502,948円（達成率99.5%）

目 標 額 4,526,000円

② 歳末たすけあい募金

募金実績額 2,362,800円（達成率95.5%）

目 標 額 2,474,000円

募金配分金による令和7年度長泉町事業実績 合計事業費 5,346,762円

昨年度寄せられた共同募金を財源とする一般助成金事業と当年度歳末たすけあい募金を財源とする歳末たすけあい見舞金事業を実施しました。

1 一般募金助成金事業

「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通助成テーマに、多様なニーズに即した助成を行っています。

項 目		期 日	内 容	助成額
1 福祉育成援助活動費				2,790,737円
1	福祉教育実践校事業	通年事業	指定校助成金	524,312円
2	小地域福祉活動推進事業	通年事業	活動助成金	750,000円
3	地域福祉支援活動助成金事業	通年事業	活動助成金	335,600円
4	視覚障害者情報提供事業	通年事業	事業費	25,175円
5	こどもの居場所づくり支援事業	7月	事業費	66,000円
6	こどもふくしチャレンジ	7月～8月	事業費	82,674円
7	災害にかかる研修会・勉強会	通年事業	事業費	140,000円
8	生活困窮者等食糧支援パック	通年事業	事業費	70,000円
9	いずみ教室クリスマス会支援事業	12月	事業費	5,400円
10	災害時の支え合いシンポジウム	2月1日	事業費	398,993円
11	広報発行事業 (共同募金ありがとう特集号)	3月1日号	事業費	53,145円
11	ひとり親家庭親子交流事業	11月17日	事業費	49,096円
12	新入学児童見守り支援事業 (黄色帽子贈呈)	3月	事業費	339,438円
2 老人福祉活動費				440,000円
1	シニアクラブeスポーツ支援事業	通年	備品等購入費	140,586円
2	緊急通報システム「福祉電話」 設置者助成事業	通年事業	助成金	222,750円
3	地域支えあいメッセージ事業 (一人暮らし高齢者等)	通年事業	事業費	76,664円

2 歳末たすけあい見舞金事業

「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに民生委員の協力を得て見舞金を贈呈、または助成金を支給しました。

【対象者分類別一覧】

(単位：円)

対象者	助成金支出（見舞金含む）	事務費支出	対象者別合計額
高齢者	384,000	0	384,000
障害児・者	228,000	0	228,000
児童・青少年	1,362,000	48,025	1,410,025
課題を抱える人	94,000	0	94,000
合計	2,068,000	48,025	2,116,025

【対象者件数別一覧】

(単位：件)

対象者	見舞金	助成金	合計
高齢者	27	2	29
障害児・者	14	2	16
児童・青少年	52	1	53
課題を抱える人	5	0	5
合計	98	5	103

3 災害ボランティア活動用資機材に関する覚書に基づく訓練

地域づくりセンターモク・オハナ敷地内に地震・水害等自然災害発生時に被災地で要援護者を支援するボランティア活動用の資機材を保管する防災倉庫を設置したなか、その際関係者間において取り交わした災害ボランティア活動用資機材に関する覚書に基づく訓練を開催した。今年度は、「在宅避難者等に対する福祉的支援連携訓練」を実施し、町内の情報共有および防災倉庫資機材の確認をした。

一般募金助成金事業は、地域福祉活動事業のうち共同募金を財源とする事業を昨年度の募金実績により定められた計画に基づき事業費を充てて実施した。

歳末たすけあい募金助成事業は、申請基準日を見直し、贈呈世帯の要件確認について行政協力をいただき、必要な方に必要な支援が届くように努めた。

なお、歳末に地域福祉活動を行う団体に対する助成について、ホームページ、社協だよりを通じて周知したところ申請が5件あり活動費用の一部を助成した。

また、モクオハナに設置されている災害ボランティア活動用の資機材を格納する防災倉庫について、覚書を取り交わした関係団体と協働して防災訓練を実施した。

令和8年度赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金 目標額6,900,000円

(内訳)・赤い羽根共同募金 4,400,000円・歳末たすけあい募金 2,500,000円

長 区 長 連 第 11 号
令和8年7月 17 日

区長各位

長泉町区長連絡協議会
会 長 神山 卓裕

令和8年度区長連絡協議会視察研修のお知らせ

時下、ますますご清祥のことと存じます。

過日開催しました第2回区長会研修会での学びのつながりとして、研修会講師を務められた宮坂 里司様の所属する裾野市佐野一大区(佐野一子ども会)の活動を見学させていただくこととなりましたので、お知らせします。

つきましては、参加希望について、別紙回答書によりご回答くださいますようお願いいたします。

記

視察目的／第2回研修会での学びのつながりとして、子どもから高齢者等、さまざまな年代・立場の地域住民が交流する自治会活動を見学する。

地域住民の交流や居場所となる活動を通して、自治会活動の課題となっている地域住民同士のコミュニケーションや担い手不足の解消等、しくみづくりについて学ぶことを目的とする。

視察日時／令和8年10月16日(金)18:30～20:30

視察先／裾野市佐野一大区(佐野一子ども会)

視察会場／佐野一区集会所(裾野市佐野226)

視察内容／佐野一子ども会「何にもしない合宿」、人を活かす自治会活動のしくみ

参加申込／参加希望の有無について、別紙回答書によりご連絡ください。

回答期限／7月31日(金)17:00

※現地集合、現地解散の予定です。詳細は、申込をされた方に別途お知らせします。

「何にもしない合宿」とは・・・

裾野市東地区発祥の企画なし・準備なしの「お泊り会」。佐野一子ども会では、区集会所で月に一度開催。地域における「日常の関係づくり」の場となっており、防犯・自主防災・社会福祉など自治会活動の根幹となる地域の人間関係「人と人が関わり・つながる場」を創出している。

長泉町区長連絡協議会事務局行政課地域協働チーム(担当 栗田)
電話:055-989-5500 FAX:055-986-5905
E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

何もしない合宿 参加募集のお知らせ（見本）

（チラシは作成せず、子どもたちが LINE で募集をしているそうです。以下がその内容です。）

こんばんは。

今月の何にもしない合宿は、19 日（金）です！

食事とお風呂を家で済ませて、寝袋と歯ブラシ持ってお越しくださいね。

21:00 になったら寝る努力をしましょう～。楽しいけどね。

参加できるのは、子ども会の皆とそのお友達です。翌日解散は 7:30 です。お子さんだけの参加もオッケーです。

恒例の保護者の集いも 21:00 過ぎにやりましょう。

ではでは皆さん、お楽しみに～。

活動の様子



別 紙

長泉町役場行政課地域協働チーム 栗田 宛

電 話:055-989-5500, FAX:055-986-5905, E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

令和8年度区長会視察研修参加希望報告書

10月16日(金)18:30～開催の区長会視察研修について、下記のとおり報告します。

報告日／令和8年 月 日

報告者／ _____ 区長 氏名 _____

参 加 ・ 不参加 (いずれかに○をつけてください)

※区長以外の方で参加希望がある場合は、下記にご記入ください。

(役職等: _____ , 氏名: _____)

事前質問 ※参加・不参加に関わらず、講師に質問等がありましたら、ご記入ください。

報告締切／7月31日(金)17:00

報告方法／FAXまたはEメール、電話等によりご報告ください。電子申請で申込可能です。



◀電子申請はこちらから